

げたい。介護報酬 18300 円以下ではこの問題はこれからも解決する方向に向いていかない。

3. 委託調査費用の見直しをしていただきたい。

本来、委託される調査費用の積算は保険者責任により行なわれているもので、この場で論ずるのは適切でないのかも知れない事を承知で記します。岡山市の場合、新規利用者の認定調査、更新調査を居宅介護支援事業者に委託しているが、その委託費用は 2,625 円である。上記調査は 1 時間程度で行えるが、利用者との訪問アポイントの作業、利用者宅までの移動所要時間、OCR 用紙への記入、記入済み用紙の福祉事務所への運搬等を考えると、1 件の調査に要する時間は多大であり、事業所の経営を圧迫している。行政に対し、調査要する十分な予算措置が行なわれていない事に起因して、業者委託がなされた物と推測するが、労力に見合う金額設定となっていない。保険者が十分な委託費用を設定可能とできるための財政確保は、介護報酬に順ずる問題として、中央行政にその実現を強くお願いしたい。

4. 介護保険、居宅支援介護報酬へ非該当になった利用者の、フォローアップに係る費用を介護報酬として設定いただきたい。

居宅事業所は契約を結んだ利用者を事業所の都合で一方的に契約破棄することは困難である。しかしながら、利用者が何らかの理由でサービスを中断した場合は事業所としての介護報酬の対象にはならないが、倫理的に介護支援専門員は利用者のフォローアップをしつづけている。電話による確認や、見回り、声かけ等の方法で行なわれている。現在これらの介護予防の最前線とも言える活動に対し、在宅介護支援センターが行なっている場合は何がしかの給付を得ているが、居宅事業所の場合は何ら評価されていない。これら、利用者へのフォローアップに係る費用を介護報酬として設定いただきたい。

5. サービス担当者会議（ケアカンファレンス）のできる環境作りについて

サービス担当者会議へ事業者が参加し、利用者の居宅における会議の実現は、利用者を医療モデルから生活モデルで捉えるための重要な手段である。会議を行うことについて居宅介護支援事業が、それでなくても不採算なのにこれ以上の時間的負担、精神的負担はできないとの意見もあり、よく理解できる。しかし、サービス担当者会議は必要なものであり、会議の必要性が高い場合は少なくとも、会議が実行できるような財政的基盤を新規確立いただきたい。必要とされるサービス担当者会議が広く行なわれる為には、サービス担当者会議への新規介護報酬設置がなされることを望む。

○団体の名称

(社)岡山県柔道整復師会

○団体代表者の氏名

小合洋一

○団体の概要

柔道整復師は介護保険では機能訓練指導員とされている。現在はデイサービス(通所介護)の事業を行い、疼痛により介護度が上がっている要介護者に、柔道整復術としての機能訓練を施すことにより、要介護者の介護度が下がると言う目に見える実績でサービスを展開している。

○意見内容

デイサービス(通所介護)では重度の要介護者に対し、送迎による限界が生じる。しかし、現在は要介護者の同意の元で自費にて訪問による機能訓練を余儀なくされている。このことは介護保険事業のサービス活動に支障を来すだけでなく、要介護者にも多大な負担を強いるものである。

よって、要介護者からの訪問による機能訓練の要望が増えている現状をふまえ、単独型通所介護で機能訓練指導員を有する事業所は、重度または移送困難な要介護者に対しては、幾分かの介護報酬の支払いを認めていただくよう申請するものである。

2002.2.27

## 「介護報酬に関する意見（事業所団体ヒアリング）」

### ●団体の名称

「介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ」

### ●団体の代表者の氏名

代表幹事 芳賀唯史（宮城県生協連会長理事）

### ●団体の概要（目的、組織構成、事業者又は活動の内容）

#### 1、目的

私たちちは、いつでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざしています。介護が必要な人にとって、体のケアだけではなく、心のケアも念頭において利用者本位のケアプランが作成され、安心して介護サービスを受けられることが最も大切です。私たちは、知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のためにいっそうの研修にはげむとともに情報を共有しネットワークをひろげ、もって要介護者と介護者の人権擁護（尊重）、地域住民の福祉向上に資することを目的とします。

#### 2、活動

私たちは、介護ネットみやぎを1999年9月に設立いたしました。1999年12月介護保険モデル契約書作成。2000年3月パンフレット介護ネットみやぎ「介護保険情報」6000部作成。介護保険制度について高齢者や介護者に介護保険について理解を深めるために活動いたしました。

また「ケアマネジャーによる介護保険を検証する会」を開催し問題点を整理し「国・県・仙台市に対する要請書」としてまとめて提出し、2001年度は、仙台市に対して介護保険の緊急要請をおこないました。苦情処理の第三者委員を共同選任・ホームヘルプサービスにたいする満足度調査などを行なっています。

#### 3、構成団体

宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合仙台共同購入会・松島医療生活協同組合・全労済・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・宮城県高齢者協同組合・財団法人宮城厚生協会・協同組合日専連仙台・社会福祉法人 仙台ビーナス会・社会福祉法人 こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・社会福祉法人宮城ろうふく会・特定非営利活動法人 WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり

### ●意見内容

#### 1、訪問介護の3種類（家事援助・複合型・身体介護）の報酬について

私たち介護ネットみやぎでは、2001年4月～7月にかけて「ホームヘルプサービス満足度調査」を行いました。調査では高齢者の単独か夫婦の世帯が51.3%にものぼり、今後も増加が見込まれます。在宅での日常生活をより自立的に送り介護度をあげ

ない為にも、利用者のニーズに合った家事援助が求められます。家事援助には、利用者の状態・病状により配慮することが重要であり、糖尿病や人工透析を受けている方の食事作りや食中毒等に対する細心の注意も要求されます。また、上記の調査において、利用者から、家事援助・複合型・身体介護の区別がわかりづらいとの声も寄せられております。居宅介護支援専門員からは、居宅介護支援計画を作る段階で、身体にかかる時間、家事にかかる時間を正しく把握することは困難であるといわれております。

よって、訪問介護の3種類（家事援助・複合型・身体介護）の報酬を一本化することが必要であると考えます。

## 2. 居宅介護支援の報酬について

介護支援専門員に課せられる仕事量の膨大さが指摘されています。利用者にとって分りにくい事、不安な事を日常的に相談を受けたり説明するなど、介護支援専門員のきめ細かい対応も要求されております。現在、介護保険支援専門員が50人のケアプラン作成するという想定では、このような対応をすることは困難です。報酬に含まれない、入院中の高齢者の退院後の方針決定についてケースワーカーからの依頼が増えております。本来在宅介護支援センターが、はたすべき役割も担わざるをえない現状もあります。サービス担当者会議を運営するための財源を確保するなどの対応も必要です。

よって、居宅介護支援の報酬を引き上げることが必要であると考えます。

## 3. グループホームの報酬について

介護ネットの構成団体のひとつに、N.P.Oとしてグループホームを運営している団体があります。「グループホームは、痴呆ケアの切り札だ」といわれておりますが、事業面では困難を極めております。介護福祉施設（特養）よりもきめ細かいサービスを行い、夜間の体制は、国の基準どおりでは、どうにもならないのが実態です。グループホームは在宅という位置づけにもかかわらず、福祉機器レンタルや、入浴サービスが受けられません。「重度化したら、特別養護老人ホームなどに移す」という議論もありますが、これでは安心して暮らせるという状況にはなりません。グループホームに入居した本人も家族も、末永くそこで暮らしつづけることを望むようなサービスこそが理想です。グループホームは、重度化し車椅子になったり、寝たきりになったとしても、それに対応できる介護能力は持っております。今の在宅という位置づけは矛盾です。きちんと施設と位置づけ、報酬を引き上げることで、施設介護の可能性は広がります。

よってグループホームの報酬を引き上げることが必要であると考えます。

## 介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

1 法人の名称 (特定非営利活動法人) 神奈川県介護支援専門員協会  
平成14年4月法人格取得予定

2 理事長 齊藤 学

3 事業又は活動内容

- (1) 研修事業
- (2) 地域ネットワーク事業
- (3) 情報提供事業
- (4) 相談事業
- (5) 調査研究事業

4 意見内容

介護支援専門員は、保健・医療・福祉の新しい時代を切り開く専門職として理解している。国民1人に1つの居宅介護支援事業所が選択され、担当介護支援専門員が支援活動を行うことは、極めて画期的なシステムであると認識している。このシステムを充分に機能させ、発展させていくかどうかによって、今後の保健・医療・福祉の制度が分かれるものと考えている。

介護支援専門員が早期介護予防の段階から関り、生涯において支援活動を行うことは、様々な意義を有する。たとえば不必要的医療費の抑制にもつながり、施設利用までの猶予期間も長くなるものと考えられる。介護支援専門員が行う支援活動は、生活に根ざした幅広い活動となっており、国民の福祉の向上に資する活動となるものと期待される。

介護保険施行以前、在宅介護支援センター運営事業において行われた活動をみれば、ケアマネジメントの有意性は明らかである。このように、介護支援専門員の活動の意義を認め、位置付け、評価して頂くことを切に望む。

### 1. 居宅介護支援の報酬額について

独立した事業として採算が取れる報酬額に改定して頂きたい。

(現状の課題)

現状の介護報酬額では、事業として採算が取れない事業となっており、積極的に事業を行えば行うほど赤字になるという、極めて不合理が事態となっている。介護支援専門員には公平性と中立性を求めながら、実態としては事業所併設の介護保険サービスに依存することを見越した、報酬設定と思わざるを得ない。また、地域に根ざした制度していくためには、小規模事業所が多数地域に展開できるものとしていく必要があるものと考える。独立した事業として採算が取れる報酬額に改定して頂きたい。

### 2. 居宅介護支援事業所における介護支援専門員配置員数

現状では、50名を標準と定められているが30名程度の適切に支援を行える基準としていただきたい。